

阪神水道企業団指名停止基準要綱の一部を改正する要綱

阪神水道企業団指名停止基準要綱（平成10年3月27日制定）の一部（別表第3）を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（不法行為等に基づく措置基準）		別表第3（不法行為等に基づく措置基準）	
措置要件	期間	措置要件	期間
<p>1 贈 賄</p> <p>入札参加資格者が公共機関（注4）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 企業団職員に対するもの。 イ 構成団体職員に対するもの。 ウ 近畿府県内職員に対するもの。 エ 近畿府県外職員に対するもの。</p> <p>2 独占禁止法違反行為 省略</p> <p>(1) 省略 (2) 公正取引委員会から刑事告発があったとき。</p> <p>ア 企業団契約 イ 構成団体内発生 ウ 近畿府県内発生 エ 近畿府県外発生</p> <p>3 談合等</p> <p>入札参加資格者等が、談合罪又は競争入札妨害罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 企業団契約 イ 構成団体内公共契約 ウ 近畿府県内公共契約 エ 近畿府県外公共契約</p> <p>4 （以下省略）</p>	<p>事 実 を 知 っ た 日 か ら</p> <p><u>24ヶ月</u> <u>18ヶ月</u> <u>12ヶ月</u> <u>12ヶ月</u></p> <p>省 略</p> <p>省 略</p> <p><u>24ヶ月</u> <u>18ヶ月</u> <u>9ヶ月</u> <u>9ヶ月</u></p> <p>事 実 を 知 っ た 日 か ら</p> <p><u>24ヶ月</u> <u>18ヶ月</u> <u>9ヶ月</u> <u>9ヶ月</u></p>	<p>1 贈 賄</p> <p>入札参加資格者が公共機関（注4）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 企業団職員に対するもの。 イ 構成団体職員に対するもの。 ウ 近畿府県内職員に対するもの。 エ 近畿府県外職員に対するもの。</p> <p>2 独占禁止法違反行為 省略</p> <p>(1) 省略 (2) 公正取引委員会から刑事告発があったとき。</p> <p>ア 企業団契約 イ 構成団体内発生 ウ 近畿府県内発生 エ 近畿府県外発生</p> <p>3 談合等</p> <p>入札参加資格者等が、談合罪又は競争入札妨害罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 企業団契約 イ 構成団体内公共契約 ウ 近畿府県内公共契約 エ 近畿府県外公共契約</p> <p>4 （以下省略）</p>	<p>事 実 を 知 っ た 日 か ら</p> <p><u>12ヶ月</u> <u>9ヶ月</u> <u>6ヶ月</u> <u>6ヶ月</u></p> <p>省 略</p> <p>省 略</p> <p><u>18ヶ月</u> <u>12ヶ月</u> <u>6ヶ月</u> <u>6ヶ月</u></p> <p>事 実 を 知 っ た 日 か ら</p> <p><u>18ヶ月</u> <u>12ヶ月</u> <u>6ヶ月</u> <u>6ヶ月</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日より施行する。